

第7期 雲南市農業委員会第21回総会議事録

1. 日 時 令和4年3月23日（水） 13:30～15:21

2. 場 所 市役所3階・301号室

3. 出席委員（19名）

1番 三島 輝昭	2番 板持 斉	3番 三原 治雄	4番 堀江 広孝
5番 柳原 昌広	6番 高橋美佐子	7番 小山 益男	8番 神田 邦昭
9番 高橋 一裕	10番 新田 清	11番 川角 茂	12番 林 明夫
13番 奥田 武	14番 渡部 晴夫	15番 小田川 清	16番 吾郷 正司
17番 佐藤 博子	18番 嘉本 輝雄	19番 加藤 一郎	

4. 欠席委員（0名）

5. 事務局又は説明者

統括監 熱田 勇二	局長 田部 公利	主査 白築 香	統括主幹 土江 慶彦
主事 新田 悠葉	統括主幹 佐藤 誠二		

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第142号 雲南市農業再生協議会委員の選出について
- ・議第143号 雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について
- ・議第144号 雲南市「人・農地プラン」検討会議委員の選出について
- ・議第145号 農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認について
- ・議第146号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議第147号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議第148号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議第149号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
- ・議第150号 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について

7. 傍 聴 1名

8. 議 事

発信者	議 事 録 要 旨
事務局	<p>それでは、時間が参りましたので、委員の皆様、ご起立ください。 一同ご礼。ご着席ください。それでは、会長には総会の議長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今の出席委員は、19名であります。定足数に達しておりますので、雲南市農業委員会第21回総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。</p>
議 長	<p>日程第1. 議事録署名委員の指名を行ないます。議事録署名委員は、会議規則第13条の規定により、4番堀江広孝委員、5番柳原昌広委員を指名いたします。</p>
議 長 事務局	<p>日程第2. 諸報告を行ないます。事務局より説明を求めます。 【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長専決処分の報告について ・合意解約届（農地法第18条第6項通知）の受理について ・農地等返還通知（使用貸借解約）の受理について ・農地法第4条第1項第9号（施行規則第29条第1号）届出書（農業用施設用地転用届）の受理について ・田畑転換届の受理について ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置届出書の受理について ・農地法第3条の3の規定による届出書の受理について ・会議等の報告事項 情報委員会委員長からいなたひめ発刊の説明有り。 ・会議等の予定
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。それでは、諸報告について質問等がありましたら、挙手の上で発言をお願いします。なお、発言をされる委員は、氏名を称せず議席番号のみを告げられてから発言をお願いいたします。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3. 議案の上程を行ないます。 それでは最初に、議第142号雲南市農業再生協議会委員の選出について、議第143号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について、議第144号雲南市人、農地プラン検討会議委員の選出につきましては、規則等で雲南市農林振興部において各種委員会等が設置されており、そこへ農業委員が委員として参画しているものであります。選出にあたっては、一括上程とさせていただきたいと考えます。これに、ご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第142号から議第144号までの選出にあたっては、一括上程とさせていただきます。それでは、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、議案書10ページから12ページまで、それぞれの委員の選出についてを議</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>題としています。また、別添資料No.2の第7期雲南市農業委員会組織体制、外郭団体现委員等名簿も合わせてご覧ください。この委員等名簿は、現委員さんの名簿となっております。では、議案書10ページ、議第142号雲南市農業再生協議会委員の選出についてをお開きください。現在の委員には、農業委員会会長職での委員依頼であり、加藤会長にお出かけいただいております、任期は令和4年3月31日までとなっております。選出依頼書では、任期が令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間となっておりますが、雲南市は令和5年7月に農業委員会の改選があることから今回の選出委員においては、任期を令和4年4月1日から令和5年7月19日までとします。なお、雲南市からの依頼があった令和6年3月31日までの間は第8期農業委員会決定時に改めて議題といたします。</p> <p>次に、議案書11ページ、議第143号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出についてをお開きください。現在の委員は、各町1名ずつの合計6名の委員にお出かけいただいております、大東町が新田清委員、加茂町が嘉本輝雄委員、木次町が板持斉委員、三刀屋町が奥田武委員、吉田町が川角茂委員、掛合町が吾郷正司委員でございます、任期は令和4年3月31日までとなっております。選出依頼の任期については、先ほどの議題142号と同じ考え方でございます。</p> <p>次に、議案書12ページ、議第144号雲南市人、農地プラン検討会議委員の選出についてをお開きください。現在の委員は、農業委員会から2名の委員にお出かけいただいております、大東町が高橋美佐子委員、木次町が小田川清委員でございます、任期は令和4年3月31日までとなっております。任期については議題142号と同じ考え方でございますが、選出依頼書では任期が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間となっていることから、改選時に残任期を令和7年3月31日として議題といたします。</p> <p>以上、資料2により現委員の状況と依頼書に基づいた委員任期についてご説明いたしましたが、選出についてご審議の程をよろしくお願いいたします。</p> <p>議 長 ここで、本案件については先般の運営委員会でご協議をいただきましたので、運営委員会副委員長よりご報告をお願いします。</p> <p>7 番 7番です。議第142号から議第144号までは、人事案件でございますが、先般3月16日にこの案件について運営委員会でご協議をいたしました。委員長が所要により欠席でありましたので、私の方からご報告いたします。各種委員会等への農業委員選出にあたっては、これまでも、任期期間中は特別の理由がない限り、引き続き参画をお願いする形を取っているところであります。先程、事務局から現在の委員さんの名前が読み上げられましたが、皆様には引き続きお務めいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>議 長 ただ今、事務局並びに運営委員会副委員長から説明、提案がありましたが、質疑はございませんか。</p> <p> (無しの声あり)</p> <p>議 長 無いようですので、質疑を終わります。これは人事案件でございますので討論を省略いたします。お諮りいたします。議第142号雲南市農業再生協議会委員の選出については、現在の委員は会長加藤一郎、議第143号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出については、現在の委員の大東町は新田清委員、加茂町は嘉本輝雄委員、木次町は板持斉委員、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>三刀屋町は奥田武委員、吉田町は川角茂委員、掛合町は吾郷正司委員を、議題144号雲南市人、農地プラン検討会議委員の選出については、大東町の高橋美佐子委員、木次町の小田川清委員を留任として選出したいと考えます。提案のとおりそれぞれ留任とし、選出することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第142号雲南市農業再生協議会委員の選出について、議第143号雲南市農業再生協議会小委員会委員の選出について、議第144号雲南市人、農地プラン検討会議委員の選出については提案のとおりそれぞれ留任とし選出することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第145号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページ、議第145号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認についてを説明します。14ページをご覧ください。図面については最初のページから掲載しています。今回非農地通知に係る調査を実施した地区は、〇〇町〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇、〇〇町〇〇地区です。</p> <p>番号1と2番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑2筆で関係者は1名、合計面積は570㎡です。令和4年3月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号3から7番、〇〇町〇〇地区については、地目は田3筆、畑2筆の合計5筆で関係者は2名、合計面積は3,395㎡です。令和4年3月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号8から20番、〇〇町〇〇地区については、地目は田3筆、畑10筆の合計13筆で関係者は2名、合計面積は3,995㎡です。令和4年3月3日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号21と22番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑2筆で関係者は1名、合計面積は117㎡です。令和4年3月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号23番、〇〇町〇〇地区については、地目は畑1筆で関係者は1名、面積は318㎡です。令和4年2月25日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号24から71番、〇〇町〇〇地区については、地目は田22筆、畑26筆の合計48筆で関係者は18名、合計面積は52,006㎡です。令和4年3月4日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>番号72から94番、〇〇町〇〇地区については、地目は田23筆で関係者は4名、合計面積は28,898㎡です。令和4年3月8日に現地調査を行っており、確認委員は議案書のとおりです。</p> <p>すべての地区の合計は、地目が田51筆、畑43筆の合計94筆、関係者は27名で合計面積は89,299㎡です。非農地判断の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄し自然改廃した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地として判断して問題ないと考えます。以上、</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>報告いたします。ご審議についてよろしく申し上げます。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>(補足説明なし)</p>
議 長	<p>それでは、議第145号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第145号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第145号農地法第2条の規定による非農地通知に対する承認については、承認することに決定をいたしました。</p>
議 長	<p>次に、議第146号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書22ページ、議第146号農地法第3条の規定による許可申請についてを説明します。今月は7件の申請が出ております。議案書23ページをご覧ください。図面資料は34ページからです。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は959㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は譲渡人の希望により、申請地を譲り受けるということです。譲受人は令和2年11月にも譲渡人から別の農地を譲り受けており、今回の申請地は前回取得された農地の隣接地です。周りの農地と同様に今後も管理されるということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の3筆です。地目、筆ごとの面積は議案書のとおりで、申請面積は13,457㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、牧場及び採草放牧地として利用するという事です。譲受人は法人ですが、農地所有適格法人の要件を満たしているため、農地の取得が可能です。取得後は、畜舎で牛の飼育を行い、畜舎以外のところは採草放牧地として使用されます。畜舎は既に建てられているものを改修して使用するということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の17筆です。議案書は23ページから25ページにまたがっておりますのでご注意ください。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は11,281㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。貸付の申請事由は後継者に経営を移譲する。借受の申請事由は申請地を借り受け、農業経営を主宰するという事です。貸付人は農業者年金を受給するため、以前から後継者である借受人に申請地を貸し付けていました。今回の申請は、前回の使用貸借の期間が切れたため、使用貸借権の再設定を行うためのものです。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>積は917㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は高齢になり、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を拡大するということです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は290㎡です。権利の種別は無償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡、譲受ともに申請事由は、昔、土地を交換したが未申請であったということです。昭和50年頃に土地を交換し、当時から現在も譲受人が耕作をしているとのこと。確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の2筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は230㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は譲受人の要望により譲り渡す。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。申請地は譲受人の自宅の横にあり、既に耕作をされています。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の4筆です。地目、筆ごとの面積は議案書の通りで、申請面積は993㎡です。権利の種別は有償移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡の申請事由は遠方に居住しており、耕作が困難である。譲受の申請事由は申請地を譲り受け、農業経営を行うということです。譲渡人は県外に住んでおられるため、譲受人が農地以外に家や山林などをまとめてもらえることになったそうです。土地代、確認委員は議案書の通りです。</p> <p>以上について、周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるものと見込まれます。また、下限面積要件については満たしています。以上について、ご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議長 ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p> (無しの声あり)</p> <p>議長 無いようですので、議第146号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。</p> <p> (無しの声あり)</p> <p>議長 無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p> (無しの声あり)</p> <p>議長 討論を終わります。お諮りいたします。議第146号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p> (無しの声あり)</p> <p>議長 異議なしと認めます。よって、議第146号農地法第3条の規定による許可申請については、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>議長 次に、議第147号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p> <p>事務局 議案書27ページ、議第147号農地法第4条の規定による許可申請について提出のあ</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>った案件について説明をいたします。28ページをご覧ください。図面は、57ページから掲載していますので一緒にご覧ください。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は46㎡です。申請人は議案書のとおりで転用目的は宅地進入路、駐車場でカーポート1棟6㎡を建築されます。転用理由は家族が住宅を新築することになり、宅地に隣接している畑を進入路と駐車場にしたいとのことです。始末書が提出されており平成10年頃より進入路として利用してしまったとのことです。第3種農地で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから、第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は93㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は自家用駐車場を整備されます。転用理由は家族が帰郷するにあたり駐車場が不足するため申請地を駐車場として利用したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断致しました。許可条項は、法第4条第6項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号3番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は合計146㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は車庫及び駐車場で車庫1棟65㎡を建築されます。始末書が提出されており、平成10年頃に車庫を建築してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の2筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は合計707㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は土砂の運搬道路及び運搬車の車両回転場を整備されます。転用理由は山から土砂を運搬するので申請地を利用したいとのことです。農用地区域内で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は農用地区域内で、許可条項は農地法施行令第11条第1項に定める一時的な利用に供するためのものであり、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれのないものの一時転用に該当すると判断しました。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は102㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は農業用倉庫及び宅地拡張で倉庫1棟50㎡と居宅1棟10㎡を建築されます。転用理由は農業用倉庫を整備し居宅を一部増築したいとのことです。始末書が提出されており昭和59年に居宅の一部を増築し、平成28年に農業用倉庫を増築してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は208㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は農業用機械及び作業車両の駐車場を整備されます。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>申請番号7番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は12㎡です。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長 9 番 議 長 9 番	<p>申請人は議案書のとおりで、転用目的は宅地で住宅1棟170.93㎡を建築されます。始末書が提出されており平成8年頃に宅地の一部として利用してしまったとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆です。地目は議案書のとおりで申請面積は10㎡です。申請人は議案書のとおりで、転用目的は墓地で墓碑一式を移転されます。転用理由は現在の墓地が山の中腹にあり管理ができないため申請地に移転したいとのことです。農用地区域外で確認委員は議案書のとおりです。農地区分、許可条項は申請番号2番に同じです。以上報告いたします。ご審議についてよろしくお願いします。</p> <p>ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。</p> <p>はい</p> <p>はい。どうぞ。</p> <p>9番です。まず、1番の案件について説明いたします。3月19日に現地確認と聞き取り調査を行いました。図面は61ページの写真をご覧ください。経過については、元屋敷跡の隣の農地を茶畑として使用していたが、平成10年頃に畑の隣の防火池が防火水槽に改築され、更に道路がアスファルト舗装された時に同時に舗装をしてもらい元屋敷跡への進入路として使用していたそうです。今回、家族が帰ってきて元屋敷跡へ住宅を新築することになり無断転用が判明したということです。住宅の進入路として転用したいとのことです。農地法の認識が無く、亡くなった親族からは畑だからと忠告を受けておりましたが、気にもせずアスファルト舗装を許可してしまったということで、顛末書が出ております。よろしくご審議をお願いいたします。続いて、3番の案件をご覧ください。写真は71ページをご覧ください。この件についても3月19日に聞き取り調査を行いました。経過ですが、畑の一部に農作業小屋を建てて使用していたが、その後、申請人が帰省するにあたり車庫として増築したということです。一昨年大雨で畑の土留めが崩れ、直そうとして市役所に見てもらったら水田部分が無断転用されていたと指摘されたそうです。転用目的は車庫です。親族が昭和30年頃から畑の一部に小屋を建てており、申請人は、従来から建物が建っていたので、建てても良いのだと思っていたということです。顛末書が提出されております。申請地につき農地法第4条の許可申請をするにあたり、申請地へは平成10年頃から車庫を増築して利用してきました。本来の農地転用許可の手続きを怠っておりまして。今後は、農地法他関係法令を遵守し、不祥事のないよう万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますので、よろしくお取り計らい賜りますようお願い申し上げますということでございます。続きまして、5番の案件です。写真は83ページをご覧ください。この件も同日に確認をしました。ここも以前から畑の一部に厩屋肥え小屋と農機小屋があったようです。これを育苗小屋に建て替えし、また、住宅を増築した際に畑の一部を使用していたようです。今回、車庫の申請にあたり、併せて、整理することにしたそうです。転用目的は住宅の一部、農業用施設です。使用を開始した時期は、昭和30年代から農業用施設として使用しており、昭和59年に住宅の一部増築で再度使用することになりました。これも、親族からの受け継ぎでやっていたということで、申請人は先程と同じく従来から建物が建っていたので、建てていいものだと考えていたようです。顛末書が出ていま</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>です。農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第5条第2項第2号に規定する申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない場合の代替性なしに該当すると考えます。</p> <p>申請番号2番、〇〇町〇〇の2筆で、申請面積は合計306㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟57.96㎡を建築されます。転用理由は現在借り家住まいであるが、家族も増えて狭くなってきたため申請地を借り受け、住宅を建築したいとのことです。農用地区域外で賃借料、確認委員は議案書の通りです。農地区分及び許可条項は申請番号1番に同じです。</p> <p>申請番号3番については、次のページに渡って記載しています。〇〇町〇〇の3筆で、申請面積は合計1,095㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は住宅団地造成で特定建築条件付売買予定地3区画を整備されます。転用理由は申請地を取得し、住宅用分譲地3区画及び道路として利用したいとのことです。特定建築条件付売買予定地の申請に必要な3要件ですが、土地購入希望者は概ね3か月以内に転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結すること、もし、締結されなかった場合は土地売買契約が無効になること、このことが契約書に明記されていることについては、提出された契約書案および申請書の記載で確認いたしました。事業計画期間内に売れ残った区画が出た場合、転用事業者が自ら住宅を建築することについては確約書と全ての区画に住宅を建てられるだけの資力があることを証明する残高証明書が提出されております。以上のことから、申請に係る3要件は満たしていると判断いたしました。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分及び許可条項は申請番号2番に同じです。</p> <p>申請番号4番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は439㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は使用貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で居宅1棟135.31㎡を建築されます。転用理由は申請地に居宅を建築したいとのことです。農用地区域外で賃借料、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号5番、〇〇町〇〇の3筆で、申請面積は合計2,997㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は建設用の資材置場を整備されます。転用理由は建設業を営んでいるが、現在所有する資材置場が狭いため、申請地を取得し資材置場として整備したいとのことです。農用地区域外で、土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分は、過去に土地改良事業等の農業に対する公共投資の対象となった農地であることから第1種農地と判断いたしました。転用の許可条項は規則第33条第4号に規定する住宅その他申請にかかる土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当する場合の集落接続と考えます。なお、本件は第1種農地であることから島根県農業会議設置の常設審議委員会諮問案件となります。本日、許可相当と決定いただいた場合、常設審議委員会での許可妥当の決定後に会長専決により許可となります。</p> <p>申請番号6番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は500㎡、地目は議案書の通りです。権</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p> 利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は山林管理地で山林への進入路と作業場を整備されます。転用理由は近隣に山林を所有しているため、進入路及び作業スペースとして申請地を利用したいということです。農用区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号5番と同じです。 </p> <p> 申請番号7番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は13㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は宅地拡張で宅地敷地を整備されます。転用理由は申請地を譲り受け宅地の一部として造成したいということです。始末書が提出されており農地だと分からずに昭和50年頃より宅地の一部として利用してしまったとのことです。農用区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。 </p> <p> 申請番号8番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は345㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は一般個人住宅で住宅1棟62.52㎡を建築されます。転用理由は実家住まいであるが狭いため申請地を取得し住宅を建築したいということです。農用区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。 </p> <p> 申請番号9番、〇〇町〇〇の1筆で、申請面積は291㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は宅地拡張で庭を整備されます。転用理由は現在自宅に庭がないため、申請地を取得し庭を整備したいということです。第3種農地で土地代、確認委員は議案書のとおりです。農地区分は、都市計画区域内の第一種住居地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に定められていることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則転用可能です。 </p> <p> 申請番号10番、〇〇町〇〇の4筆で申請面積は合計1,090㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は従業員駐車場と大型運搬車の待機場を整備されます。農用区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。 </p> <p> 申請番号11番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は1,545㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は賃貸借で、貸付人、借受人は議案書の通りです。転用目的は従業員駐車場を整備されます。転用理由は隣接する工場地に駐車場やコンテナの置場が不足しているため申請地を取得し整備したいということです。農用区域外で賃借料、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号5番と同じです。 </p> <p> 申請番号12番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は292㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は車庫及び進入路で車庫兼倉庫1棟48㎡を建築されます。転用理由は車庫兼倉庫の建築と宅地への進入路が狭く不便なため進入路を整備したいということです。始末書が提出されており農地法の認識不足から昭和54年頃に車庫兼倉庫及び進入路を整備してしまったとのことです。農用区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。 </p> <p> 申請番号13番、〇〇町〇〇の2筆で申請面積は合計152㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は自家用 </p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>と来客用駐車場を整備されます。転用理由は家族が増え自宅の駐車場が不足しているためです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。</p> <p>申請番号14番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は484㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は資材置場で建設用の資材置場を整備されます。後ほど説明します申請番号15番と16番も同じ転用理由として一体的に整備されるものです。近隣商業地域で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号9番と同じです。</p> <p>申請番号15番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は318㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡人が国土交通省となっていますが、これは道路拡幅工事に伴う代替地として取得されることによります。転用目的は申請番号14番と同じです。近隣商業地域で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号9番と同じです。</p> <p>申請番号16番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は175㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。譲渡人が国土交通省となっている理由は申請番号15番と同じです。転用目的は貸資材置場です。近隣商業地域で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号9番と同じです。</p> <p>申請番号17番、〇〇町〇〇の1筆で申請面積は215㎡、地目は議案書の通りです。権利の種別は所有権移転で、譲渡人、譲受人は議案書の通りです。転用目的は駐車場で車庫1棟60㎡を建築されます。転用理由は車庫、駐車場がなく不便なため申請地を取得し車庫と駐車場を整備したいということです。始末書が提出されており農地法の認識不足から平成9年頃より駐車場を整備してしまったとのことです。農用地区域外で土地代、確認委員は議案書の通りです。農地区分および許可条項は申請番号1番と同じです。以上報告します。ご審議よろしくお願ひします。</p>
議 長	ただ今、事務局より説明しましたが、担当区域の委員で補足説明があれば、説明をお願いします。
17番	はい
議 長	はい。どうぞ。
17番	<p>17番です。申請番号11番と12番について説明いたします。11番の案件ですが、面積が1,000㎡を超えていますので、推進委員と2人で確認いたしました。図面は173ページに写真が載っていますのでご覧ください。道路から写した写真ですが工場が右側にあり、左側が申請地となっています。申請者は会社ですが、駐車場及び荷受けトレーラーの待機場所、資材貯蔵用コンテナの置き場所が不足していることから、今回、十分なスペースがある申請地を転用したいとのことです。申請地は許可後にアスファルト舗装し、他に悪影響を及ぼさないようにして利用したいそうです。続いて12番ですが、こちらは始末書案件となっています。昭和54年頃に申請人の双方により話し合いで了解のもと土地を交換して利用されており、その際、登記がされていなかったとのことです。この度、所有権の移転登記をすることに伴い転用の許可申請が出たものでございます。始末書が出ております。本来なら農地法の許可を得て工事着手すべきところ、農地法の認識不足</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>から事前着工をしておりました。今後は関係法令を遵守し、再びかかる不祥事をいたさぬよう十分注意し、万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますとございます。ご審議をよろしく願いたします。</p>
議 長	他に補足説明はありませんか。
3 番	はい
議 長	はい。どうぞ。
3 番	<p>3 番です。申請番号3 番の案件ですが1, 0 0 0 m²を超えるため1 9 日に聞き取りを行いましたので報告いたします。図面は申請番号4 番と関連がありますので、1 1 7 ページをご覧ください。申請番号3 番と4 番の所有者は同じであり、申請者の息子夫婦が地元へ帰って住宅を建築したため業者へ相談され、残地も一緒に処分したいという考えであったことから、業者が宅地分譲として譲り受けることになったようです。従って、転用の目的は宅地分譲で、時期としては転用許可後に申請業者が造成に入ることです。申請地の周辺の状況は、日照、水利に問題はなく、隣接地の所有者より要望があれば協議していくとございます。分筆後に残地となった面積が極めて小さい農地の利用については、造成後に申請者と協議して利用したいということです。この場所を選定した地域特性は町の中心地が近く、学校、病院等の利便性に優れているので整備したいということです。以上、ご審議をよろしく願いたします。</p>
5 番	はい
議 長	はい。どうぞ。
5 番	<p>5 番です。申請番号1 7 番については始末書が出されております。当地区の推進委員が聞き取りをされましたので報告します。経緯については、申請地を借用して駐車場として利用していたが、この度、車庫を建築するため農地転用により農地を取得することになったようです。使用を開始した時期は平成9 年頃からであり、申請者本人が使用していたようです。始末書が出ていますので読み上げます。この度、農地法第5 条の許可申請をするにあたり、申請地は畑でありましたが、平成9 年頃から駐車場がなく不便なため、駐車場として利用してきました。本来なら農地法の許可を得て工事着手すべきところでありましたが、農地法の認識不足から事前着工をしておりました。今後は農地法等関係法令を遵守し、再びかかる不祥事をいたさぬよう万全の管理で臨むことを固くお誓いいたしますという始末書が出されております。この申請者は自営業で店舗兼自宅前の道路を挟んだところに申請地があることから、近くて利便性が高いようであります。ご審議の程をよろしく願いたします。</p>
2 番	はい
議 長	はい。どうぞ。
2 番	<p>2 番です。申請番号1 0 番について1, 0 0 0 m²を超える申請ですので3 月1 9 日に申請者へ聞き取りを行っております。図面は1 6 7 ページをご覧ください。航空写真がありますが、申請地は真ん中ほどの下の方になります。申請地の道路を挟んで向かい側は建設業を営んでいる申請者の真砂土採取場となっています。その採取場の運搬車の待機場が狭く、また、従業員の駐車場を確保したいため申請地を取得されます。周辺への影響については、整備により雨水の処理を既設の水路へ排出する予定であり、汚水等の発生はないということです。審議の程をよろしく願いたします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
9 番 議 長	はい はい。どうぞ。
9 番	9 番です。申請番号 5 番の 1, 0 0 0 m ² を超える案件です。3 月 1 8 日に聞き取り調査を行いました。譲受人は同じ集落であり、約 4 年前に建設会社を起業された新興企業でございます。現在の社屋は元住宅兼喫茶店で営んでおられ、駐車場が狭く、建設資材及び工事車両を置くスペースに困っていたところ耕作されていない農地が見つかったということで今回の計画に至ったようです。転用目的は建設資材、大型重機及び駐車場として使用したいそうです。この申請地は 1 4 1 ページを見ていただきますと 3 筆ありますが、従来は担い手農家が耕作されていましたが、超湿田で荒起こし、田植えに苦勞しておられ、また、稲刈り時にはコンバインが半分しか入らない年があり、ここ 2, 3 年は耕作がされていませんでした。申請番号 6 番の案件で申請番号 5 番の隣接地が申請地として出ておりますので、他の農地への影響は無いものと考えております。よろしくご審議をお願いいたします。
1 8 番 議 長	はい はい。どうぞ。
1 8 番	1 8 番です。申請番号 7 番の案件は始末書がでております。図面は 1 5 0 ページを開いてください。始末書を読み上げますが、譲渡人と譲受人の両方の名前でお出されております。申請地について、農地法に係る許可を得ないまま土地の利用を行ったことにつきましては、誠に申し訳ございません。この申請地については昭和 5 0 年前後に譲受人の当時の家族が宅地の一部として造成工事を行って現在宅地として利用しております。当時の双方の当事者が農地法を熟知していなかったため、境界確定を行わないまま工事を施工してしまったものであります。今般、この事実を相続人である譲渡人及び譲受人が知ることとなりましたので農地転用の手続きを申請させていただくことにいたしました。以後、このようなことが無いように注意し農地法の手続きを遵守いたしますので、何卒農地転用のご審議の程をよろしくお願いいたしますという始末書でございます。図面をご覧くださいと太字で囲ってあるところが申請地となり、1 5 2 ページの写真をみていただくと木戸道と石垣が出来上がっております。何故こういうことになったかについては、拡張の時に土を盛ったということであるが、崩落する危険があるために石垣なり、木戸道をコンクリート舗装したということでございます。経緯については相続の手続きから譲受人と譲渡人の間で境界を確認したら判明したということです。譲受人は〇〇市に在住であり聞くことができず、譲渡人に以上のような事情を聞かせていただきました。ご審議の程をよろしくお願いいたします。
議 長	他に補足説明はありますか。 (補足説明なし)
議 長	無いようですので、議第 1 4 8 号についての説明を終わります。次に、質疑はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第 1 4 8 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、本案件のうち申請番号 5 番、6 番及び 1 1 番を除く案件を申請のとおり許可

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>することに異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。よって、議第148号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号5番、6番及び11番を除く案件は、申請のとおり許可することに決定をいたしました。</p> <p>次に、本案件のうち島根県農業会議常設審議委員会からの意見聴取が必要となる申請番号5番、6番及び11番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第148号農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号5番、6番及び11番の案件は、申請のとおり許可相当であると確認することに決定をいたしました。今後、島根県農業会議常設審議委員会で審議され、許可を適当と認められた場合は、会長専決により許可の決定をいたします。</p>
議 長	<p>次に、議第149号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書39ページ、議第149号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてをご説明いたします。議案書40ページをご覧ください。今回の設定件数は27件となっております。内訳は〇〇町11件、〇〇町6件、〇〇町1件、〇〇町2件、〇〇町6件、〇〇町1件で、一括方式による転貸はありません。借り受け戸数は18戸となっております。この全ての計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであることの要件を満たしていると考えます。以上について、ご審議よろしくお願います。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明しましたが、慣例により各町でご協議いただくこととします。また、議事参与の制限に該当する〇〇町、〇〇町、〇〇町の案件がございますので、協議の際にはご配慮願いたいと思います。あの時計で、15時00分まで、暫時休憩としますので、ご協議をお願いします。</p>
議 長	<p>・・・・・・・・ (休憩) ・・・・・・・・</p> <p>会議を再開します。先ほど、休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表していただきます。初めに、議事参与の制限に該当する申請番号16番、20番、21番から23番の5件を除く案件について、〇〇町よりお願いします。</p>
7 番	<p>はい、7番です。〇〇町は今回11件でしたが、この内9件の再設定については妥当であると判断しました。また、新規2件についてはいずれも耕作を受けられる方が他でも耕作しておられますので妥当と判断しましたのでよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>
9 番	<p>はい、9番です。12番と15番は再設定ですので問題ないと思っています。13番、14番及び17番については新規ですが、いずれも受け手が従来から耕作をたくさん受けている方ですので、これも問題ないと思います。ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。次に、〇〇町お願いします。</p>

発信者	議 事 録 要 旨
14番	はい、14番です。18番については新規の利用権設定です。受け手の方については経営面積がありませんが、家族の方ですので支障ないと思っております。審議の程をよろしくお願い致します。
議 長	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。
17番	はい、17番です。19番について報告します。今回設定を受けられる方は地元でも実績がある方です。再設定でもありますので問題ないと判断いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。
11番	はい、11番です。24番、25番、26番について説明いたします。新規ですが、いずれも受け手の人が設定地の隣接で農業をされているため問題ないと判断いたしました。ご審議の程をよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。次に、〇〇町お願いします。
16番	はい、16番です。27番の件です。新規ですが問題ないと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
議 長	はい、ありがとうございました。 ただ今、各町から発表のとおり、許可妥当ということですが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	討論を終わります。お諮りいたします。議第149号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号16番、20番、21番から23番の5件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (異議なし の声)
議 長	異議なしと認めます。よって、議第149号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号16番、20番、21番から23番の5件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定をいたしました。 次に、議事参与の制限に該当する案件について審議いたします。まず、初めに〇〇町分の申請番号16番の案件です。雲南市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、9番委員にはご退席願います。 (9番委員 退席)
議 長	それでは、申請番号16番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。
18番	はい、18番です。新しく利用権設定ということですが近所の方でもあり、また、受けられる方が農業委員でありますので心配ないと思っております。よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。 (無しの声 あり)
議 長	無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>(無しの声 あり)</p> <p>討論を終わります。お諮りいたします。議第149号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号16番の案件は申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第149号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号16番の案件は申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>9番委員にはご着席願います。</p> <p>(9番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、〇〇町分の申請番号20番の案件です。議事参与の制限により、13番委員にはご退席願います。</p> <p>(13番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号20番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。</p>
5 番	<p>はい、5番です。20番の申請ですが、新規であります但受け手の方が農業法人ですので問題ないと判断いたしました。よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第149号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号20番の案件は申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第149号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号20番の案件は申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p> <p>13番委員にはご着席願います。</p> <p>(13番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、〇〇町分の申請番号21番から23番の案件です。議事参与の制限により11番委員にはご退席願います。</p> <p>(11番委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号21番から23番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を〇〇町より発表していただきます。</p>
4 番	<p>はい、4番です。番号21番、22番、23番はいずれも再設定となっております。また、設定を受けられる方も同一者でベテランの方ですので特に問題はないと判断しましたのでよろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、協議結果について発表いただきましたが、質疑はございませんか。</p> <p>(無しの声 あり)</p>

発信者	議 事 録 要 旨
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第149号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号21番から23番の案件は申請のとおり妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。 (無しの声 あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第149号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についての案件のうち、議事参与の制限に該当する申請番号21番から23番の案件は申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。 11番委員にはご着席願います。 (11番委員 着席)</p>
議 長	<p>次に、議第150号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定についてを議題とします。農林振興部農政課より説明を求めます。</p>
農政課	<p>それでは、議案書51ページ、議第150号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定について、お手元にご用意しております〇〇、〇〇、〇〇、〇〇及び〇〇農業振興地域整備計画変更理由書案並びに〇〇の用途区分変更案により説明いたします。最初に〇〇町から説明しますので、〇〇農業振興地域整備計画変更理由書の1ページ及び2ページをご覧ください。今回、除外する件数は11件で、土地の面積は42.3アールとなっています。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で地番、面積、事業計画者は記載のとおりです。除外の理由は倉庫の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の移転です。整理番号3番、〇〇の2筆で除外の理由は来客用駐車場の整備です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は合併浄化槽の設置です。整理番号5番、〇〇の1筆で除外の理由は福祉施設新築及び駐車場の整備です。整理番号6番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅兼バイク店舗及び駐車場の整備です。整理番号7番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅新築及び駐車場の整備です。整理番号8番、〇〇の1筆で除外の理由は合併浄化槽の設置です。整理番号9番、〇〇の1筆で除外の理由は宮の移転に伴う庭木等の植樹です。整理番号10番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の移転です。整理番号11番、〇〇の1筆で除外の理由は住宅兼事務所の新築及び駐車場の整備です。7ページ以降に、変更要件確認表、事業計画図、位置図等を付けていますが、説明は省略させていただきます。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更理由書の用途区分変更について説明します。1ページから4ページをご覧ください。今回、用途区分の変更は1件です。5ページの変更土地調書ですが、整理番号1番、〇〇の1筆で変更理由は農業用格納庫の整備です。6ページ以降には、事業計画図等をつけていますが説明は省略させていただきます。以下、その他の町におきましても、事業計画図等の説明は省略とさせていただきます。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更を説明します。1ページ及び2ページをご覧ください。除外する件数は6件で、土地の面積は34.2アールとなっています。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1</p>

発信者	議 事 録 要 旨
	<p>番、〇〇の1筆で地番、面積、事業計画者は記載のとおりです。除外の理由は卵焼工場の整備です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は社会福祉法人の利用者送迎用車両及び職員駐車場の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は自家用車庫及び農業用車庫の整備です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は倉庫及び資材置場の整備です。整理番号5番、〇〇の1筆で除外の理由は真砂土積み場及びストックヤードの整備です。整理番号6番、〇〇の1筆で除外の理由は自家用駐車場の整備です。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更を説明します。1ページ及び3ページをご覧ください。除外をする件数は4件で、土地の面積は8アールと編入が1件で面積は17アールとなっています。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で地番、面積、事業計画者は記載のとおりです。除外の理由は住宅新築及び車庫の整備です。整理番号2番、〇〇の3筆で除外の理由は住宅新築及び車庫の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の移転です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は携帯電話基地局です。整理番号5番、〇〇の1筆で編入の理由は転用の計画がなくなったためです。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更を説明します。1ページ及び2ページをご覧ください。除外をする件数は6件で、土地の面積は7.6アールとなっています。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の1筆で地番、面積、事業計画者は記載のとおりです。除外の理由は携帯電話基地局です。整理番号2番、〇〇の1筆で除外の理由は自家用車庫及び農業用車庫の整備です。整理番号3番、〇〇の1筆で除外の理由は災害による住宅及び車庫の移転です。整理番号4番、〇〇の1筆で除外の理由は宅地の拡張です。整理番号5番、〇〇の2筆で除外の理由は自家用車庫の整備です。整理番号6番、〇〇の1筆で除外の理由は墓地の移転です。次に、〇〇農業振興地域整備計画変更を説明します。1ページ及び2ページをご覧ください。除外をする件数は1件で、土地の面積は2.5アールとなっています。5ページの変更土地調書をご覧ください。整理番号1番、〇〇の3筆で地番、面積、事業計画者は記載のとおりです。除外の理由は宅地の拡張です。最後に農用地区域の変更ということで、除外申請が、〇〇町 除外11件、用途区分変更1件、〇〇町6件、〇〇町4件、〇〇町が6件、〇〇町が1件の合計29件について説明いたしました。また、今回1種農地の除外案件が7件 追認案件は、〇〇1件、〇〇4件、〇〇1件 計6件となっています。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>ただ今、農政課より説明がありましたが、質疑はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 次に討論を行います。討論はございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>討論を終わります。お諮りいたします。議第150号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長へ報告することにご異議ございませんか。 (無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議第150号農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による意見聴取に対する意見決定については、提案のとおり妥当として市長へ報告することに決定をいたしました。</p>

